

沿岸漁場整備開発法の運用について

49 水 漁 第2086号
昭和49年5月25日
改正 58 水 振 第3062号
昭和59年2月1日
水産庁長官通達

沿岸漁場整備開発法の運用に際しては、「沿岸漁場整備開発法等の施行について」（昭和49年5月25日付け49水漁第2087号農林事務次官依命通達）の定める事項のほか、下記事項に留意の上、沿岸漁場の整備開発が一層効果的に推進されるよう同法の適切な運用に努められたい。

記

1 沿岸漁場整備開発事業の実施に際して留意すべき事項

この沿岸漁場整備開発事業の実施に際しては、次の事項に留意して事業を実施し、又は実施者を指導することとされたい。

(1) 沿岸漁場整備開発事業の実施者（都道府県が実施する場合にあっては、水産担当部局）は当該事業計画を定め、又は変更するときは、あらかじめ掲げる区分に応じ、それぞれ協議するものとし、協議が整った場合に限り事業を実施するものとする。

ア 港湾法第2条第3項に規定する港湾区域 港 湾 管 理 者

イ 港湾法第2条第8項に規定する開発保全航路

港 湾 建 設 局 長

ウ 港湾法第56条第1項の規定により都道府県知事が公告した水域

都 道 府 県 知 事

エ 海上交通安全施行令第3条及び第7条に規定する海域

海上保安庁の地方機関

オ 港則に基づく港の区域

海上保安庁の地方機関

カ その他船舶交通のふくそうする海域であって、水産庁と運輸省とが別途協議して定めた海域

海上保安庁の地方機関

キ 河川地域

河川管理者

ク 海岸保全区域

海岸管理者（建設大臣が直轄工事を施行する海岸保全区域にあっては、地方建設局長又は北海道開発局長）

(2) 河川工事又は海岸保全施設に関する工事の支障とならないように施行すること。

(3) 魚礁の設置、消波施設の設置、人工干潟の造成等の河川法、海岸法、国有財産法又は一般海域（港湾区域、公告水域、漁港区域及び海岸保全区域以外の海域をいう。）を管理するための都道府県の条例若しくは規則に定める許可等を要する事業を施行しようとする場合においては、河川管理者、海岸管理者、都道府県における建設省所管国有財産管理部局等とあらかじめ十分調整したうえ、所要の許可等の手続をとること。

2 海洋水産資源開発促進法の「開発区域」と沿岸漁場整備開発事業との関係

(1) 海洋水産資源開発促進法（昭和46年法律第60号）の「開発区域」制度の趣旨にかんがみ、沿岸漁場整備開発事業のうち水産動植物の増殖又は養殖を推進するために行う魚礁及び消波施設の設置並びにしゅんせつは、促進法の「開発区域」が予定の区域全てにつき指定されている都道府県にあっては、その「開発区域」においてのみ施行するものとする。

(2) 都道府県は、沿岸漁場整備開発事業のうち海域開発基幹事業の実施に係る海域については、促進法の「開発区域」に指定するよう努めるものとする。

3 特定水産動物育成事業の実施に際しての指導

都道府県知事は、特に次の事項に留意のうえ、特定水産動物育成事業が適切に行われるよう指導するものとする。

(1) 国の水産研究所等の試験研究機関とも密接な連けいを保ちつつ、この

特定水産動物育成事業が最新の栽培漁業関係技術知識をふまえてより高度な経済的利益を創出しようとするよう特に配慮すること。

- (2) 漁業者の栽培漁業に対する意識を一層啓発するため、普及指導の強化に努めるとともに、特定水産動物の放流及び育成の効果の把握に努め、放流地先では極力特定水産動物育成事業を実施するよう指導すること。
- (3) 育成水面の区域の設定及び特定水産動物育成事業の実施に際しては、関係漁業者間の紛争の防止に努めるとともに、漁業協同組合等が、この事業の実施によって利害関係を生ずる漁業者等との間の調整を適切に行うよう指導すること。
- (4) 沿岸漁場整備開発法施行規則第1条第3号の「特定水産動物育成事業を行おうとする期間」としては、5年をこえない期間で相当な期間とするよう指導すること。
- (5) この特定水産動物育成事業制度は、漁業協同組合等がその事業として行う特定水産動物を育成する事業に係る漁業関係者間の内部的な規制を法制化したものであり、なんら漁業について新たな権利を創設するものでなく、また、港灣法その他の法律による諸規制、事業の実施その他水面における漁業以外の水面の利用をなんら妨げるものではないので、この旨を関係漁業者に周知させること。
- (6) また、(5)で述べたと同様の趣旨から、都道府県知事は、通商産業局長から鉱業法（昭和25年法律第289号）第24条の協議を受けたときは、単に育成水面にかかわる鉱業権の設定であるという理由のみで異議の申し立てをしないものではないこと。

4 育成水面利用規則

育成水面利用規則の例を別紙のとおり定めたので、これに留意のうえ関係漁業協同組合等を指導されたい。

また、育成水面利用規則で利用料の額等を定めるに際しては、非組合員たる漁業者や遊漁者が不当な制限を課せられることのないよう関係漁業協同組合等の指導については、特に遺憾のないよう指導されたい。

5 特定水産動物育成事業の認可

都道府県知事は、法第8条及び第12条の規定による特定水産動物育成事業の認可に際しては、特に次の事項に留意されたい。

(1) 都道府県知事は、あらかじめ漁場利用調整協議会の意見を聴くものとする。

(2) 育成水面の区域内に次に掲げる区域が含まれている場合には、都道府県知事は、あらかじめ水産担当部局が次に掲げる者に協議するよう措置し、協議が整った場合に限り認可するものとする。

- | | | |
|---|-------------------|------------|
| ① | 1の(1)のアの港湾区域 | 港湾管理者 |
| ② | 1の(1)のウの水域 | 都道府県知事 |
| ③ | 1の(1)のオの水域 | 海上保安庁の地方機関 |
| ④ | ①から③までに掲げる海域以外の海域 | 海上保安庁の地方機関 |

(3) 都道府県知事は、あらかじめ、水産担当部局が土木担当部局及び関係地方建設局（北海道開発局及び沖縄総合事務局を含む。）並びに鉱業担当の商工部局と十分協議するよう措置すること。

(4) 特定水産動物育成事業の認可基準を定める法第11条に関しては、特に次の事項に留意すること。

- ① 育成水面の区域の設定が不適当な場合や、育成水面利用規則で定める利用料の額が不当な場合には、法第11条第2号に該当しないものであること。
- ② 法第11条第4号の「法令」とは本法及び水産協同組合法を指しているものであること。

6 勧告

(1) 都道府県知事が勧告することができる「特定水産動物育成事業の実施が適切を欠くに至ったと認めるとき」（法第14条）とは、例えば次の場合である。

- ① 認可を受けた漁業協同組合等が、法第13条の規定に違反し、認可申請に係る育成水面の区域又は育成水面利用規則の内容と異なる特定

水産動物育成事業を実施している場合。

- ② 当該地先の沿岸漁業事情の変化、当該育成水面の区域又はその周辺の水面の漁場としての水面の利用以外の水面の利用の状況の変化等情勢の変化からみて、認可申請に係る育成水面の区域内において、又は育成水面利用規則に従って特定水産動物育成事業を実施することが適当でないと認める場合。
 - ③ 育成水面の区域又は育成水面利用規則で定める「組合員等が特定水産動物の採捕につき遵守すべき事項」の内容が、その後の栽培漁業に関する知見等からみて、一部変更する必要があると認める場合。
- (2) 都道府県知事の勧告の内容としては、法第14条の規定においても明らかかなように、「育成水面利用規則の変更その他必要な措置を採るべきこと」であり、この「その他必要な措置を採るべきこと」としては、例えば
- ① 育成水面の区域を変更すべきこと。
 - ② 認可を受けた漁業協同組合等が法第13条の規定を遵守していない場合には、都道府県知事が具体的に示した事項を遵守すべきこと。
 - ③ 客観的にみて、特定水産動物育成事業の継続が困難であると認められる場合には、この事業を廃止すべきこと。

等があげられる。

なお、運輸省からその所掌事項に関し必要と認めて法第14条の規定による措置を講ずるよう要請があったときは、当庁振興部長から貴都道府県担当部長にこの旨を連絡するので、所要の措置を講ずることとされたい。

7 国及び都道府県の援助

特定水産動物育成事業は、漁業協同組合等の特定水産動物についての自主採捕規制を中心とする事業であるが、この事業の実施によって栽培漁業の本格的な推進を図り、もって地先の沿岸漁業の振興と沿岸性水産資源のかん養に資するという観点から、必要な助言、指導その他の援助を行うように努めなければならない旨を定めているところである（法第27条）の

で、この規定の趣旨を体して、水産試験場等の水産関係試験研究機関等において関係漁業協同組合等に適切な助言、指導等が行われるようにするとともに、このための体制の整備についても、ご配慮願いたい。

8 特定水産動物育成事業と沿岸漁場整備開発事業

都道府県は、漁業協同組合等が、沿岸漁場整備開発事業のうち増殖場造成事業又は海域開発基幹事業の実施に係る海域において、国又は都道府県の援助を受けて特定水産動物の種苗の放流の事業を行う場合には、特定水産動物育成事業として行うよう、関係漁業協同組合等を指導するものとする。

9 法令違反行為に対する措置

都道府県知事は、漁業協同組合等が都道府県知事の認可を受けることなく、育成水面の区域を設定し、又は育成水面利用規則を制定して特定水産動物育成事業を実施している場合、法第14条の都道府県知事の勧告を遵守しない場合等法令に違反すると認める場合には、水産業協同組合法（昭和23年法律第242号）第122条から第124条の2までに定める措置をとることができるので、念のため申し添える。

10 水産業協同組合法の一部改正

本法では附則第2項で水産業協同組合法の一部を改正し、

- ① 理事が各事務所に備えて置かなければならない書類として、育成水面の区域を証する書面及び育成水面利用規則を加える（第42条関係）
 - ② 総会の議決事項として、⑦ 育成水面の設置、変更及び廃止並びに① 育成水面利用規則の制定、変更及び廃止を加える（第48条関係）
- こととしたので、この旨を関係者に周知されたい。

別 紙

〇〇漁業協同組合（〇〇漁業協同組合連合会）育成水面利用規則 例

（目 的）

第1条 この規則は、この組合（連合会）が行う育成水面の区域内における

特定水産動物の育成に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(特定水産動物の種類)

第2条 育成水面の区域において育成する特定水産動物の種類は、〇〇とする。

(特定水産動物に係る漁業)

第3条 育成水面の区域内において営む特定水産動物に係る漁業は、次のとおりとする。

〇〇漁業	〇〇漁業協同組合	〇〇漁業	〇〇漁業
〇〇漁業	〇〇漁業協同組合	〇〇漁業	〇〇漁業

(備考) 「特定水産動物に係る漁業」とは通常その特定水産動物を混獲する漁具を使用して営む漁業を含む。

(特定水産動物の採捕につき組合員が遵守すべき事項)

第4条 組合員(会員たる〇〇漁業協同組合及び〇〇漁業協同組合の組合員)は、育成水面の区域内における特定水産動物の採捕につき、次の各号に掲げる事項を遵守するものとする。

(漁具、漁法等の制限となるべき体長)

特定水産動物の種類	採捕を制限する大きさ
く る ま え び	体長(眼の付根から尾端までの長さ) 〇〇センチメートル以下
ま だ い	体長(吻端から尾鳍基底までの長さ) 〇〇センチメートル以下

2 漁具、漁法等の制限

漁業の名称	制限する漁具・漁法	制限する区域	制限する期間

(育成水面の区域の表示)

第5条 育成水面の区域は、標識ブイ、標識灯、標柱及び標示板（以下「標識等」という。）を設置して表示する。

2 標識等の設置及び箇所数は、別紙図面のとおりとする。

(育成水面利用委員会)

第6条 育成水面の適正な利用及び特定水産動物の効果的な育成を図るため、この組合（連合会）に育成水面利用委員会（以下「利用委員会」という。）を置く。

2 利用委員会は、第3条に規定する育成水面の区域内において特定水産動物に係る漁業を営む者のうちから理事が任命した委員〇人をもって構成する。

3 委員の任期は、1年とする。

4 利用委員会は、理事の諮問に応じて育成水面の区域内において行う特定水産動物の採捕等育成水面の具体的な利用方法等について協議する。

(備考) 本条は、利用委員会を設ける組合（連合会）のみが設けること。

(利用料の額及び徴収方法)

第7条 育成水面の区域内において特定水産動物を採捕する組合員（会員たる〇〇漁業協同組合及び〇〇漁業協同組合の組合員）以外の者から徴収する利用料の額は、次のとおりとする。

(1) 非組合員たる漁業者から徴収する場合

特定水産動物の種類	漁具・漁法	利 用 料	
○ ○	刺 網	1日 ○〇円	1年 ○〇円
	○ ○ 網	1日 ○〇円	1年 ○〇円

(2) 非組合員たる遊漁者から徴収する場合

特定水産動物の種類	漁具・漁法	利 用 料	
○ ○	手釣・竿釣	1日 ○〇円	1年 ○〇円

2 育成水面監視員は、この組合（連合会）に代わって、非組合員たる遊漁者から利用料を徴収することができる。

（備考）

- ① 本条は、特に組合（連合会）において必要と認める場合にのみ、設けるものとする。
- ② 第1項の2及び第2項の規定は、魚類を特定水産動物とする場合に限り、設けるものとする。
- ③ 連合会がその会員たる〇〇漁業協同組合に利用料の徴収事務を委託する場合には、本条に次の1項を加える。

3 〇〇漁業協同組合は、この連合会に代わって利用料を徴収することができる。

（利用証の交付）

第8条 この組合（連合会）は、前条の組合員以外の者から利用料の納付を受けたときは、別記様式第1号による育成水面利用証（以下「利用証」という。）を交付するものとする。

（備考）連合会がその会員たる〇〇漁業協同組合に利用料の徴収事務を委託する場合には、本条中「連合会は、」を「〇〇漁業協同組合は、連合会に代わって」に改める。

（育成水面監視員）

第9条 育成水面監視員は、利用委員会の意見を聴いて、理事が任免する。

（備考）利用委員会を設けない組合（連合会）にあつては、「利用委員会の意見を聴いて、」を削る。

2 育成水面監視員は、理事の指示に従い、育成水面の区域内を巡回する等必要な監視を行うとともに、特定水産動物を採捕する組合員に対し採捕の中止等必要な措置をとることを指示することができる。

3 育成水面監視員は、別記様式第2号による育成水面監視員証を携帯し、かつ、育成水面監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

（組合員以外の者の配慮事項）

第10条 組合員以外の者は、第4条に規定する特定水産動物の採捕につき組合員が遵守すべき事項に十分配慮しなければならない。

2 組合員以外の者は、育成水面の区域内において特定水産動物を採捕する場合には、利用証を携帯し、育成水面監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

3 組合員以外の者は、特定水産動物を採捕するに際しては、育成水面監視員の指示に従わなければならない。

(違反者に対する措置)

第11条 この組合(連合会)は、この規則に違反して育成水面の区域内において特定水産動物を採捕する者があるときは、その者に対し、採捕の中止等その他の措置をとることを要請するものとする。

(雑 則)

第12条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施に関し必要な事項は、理事が利用委員会の意見を聴いて定める。

附 則

この育成水面利用規則に従い特定水産動物育成事業を実施する期間は、昭和〇〇年〇月〇日から昭和〇〇年〇月〇日までとする。

別記様式第1号

(一定の期間利用する者に交付する場合)

育成水面利用証

(表)

No. _____			
育成水面利用証			
利用者	(住所) (氏名)	(年令)	才
利用期間	特定水産動物の種類		
漁具・漁法	採捕区域		
利用料			
		昭和 年 月 日	
	発行者		
			〇〇漁業協同組合® (〇〇漁業協同組合連合会®)

(裏)

注 意 事 項
1. 育成水面の区域内において特定水産動物を採捕するにあたっては、表記の事項を遵守しなければならない。なお、この事項に違反した場合は、採捕の中止等の措置をとることを要請することがある。
2. 特定水産動物の採捕について、この組合の組合員が遵守すべき事項には、十分配慮しなければならない。
3. 育成水面の区域内において特定水産動物を採捕する場合には、この利用証を携帯し、育成水面監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。
4. 育成水面監視員の指示を受けたときは、これに従わなければならない。
5. この利用証は、他人に貸与し、又は譲渡することはできない。

(1日に限り利用する者に交付する場合)

育成水面利用証

表

裏

No. _____

育成水面利用証

利用年月日

〇〇漁業協同組合 ㊤
(〇〇漁業協同組合連合会 ㊤)

注 意

1. 育成水面の区域内で〇〇を採捕するときは、表記の事項を守ること。違反した場合は、採捕の中止等を要請することがある。
2. 育成水面監視員の要求があったときは、この利用証を提示すること。
3. 育成水面監視員の指示に従うこと。
4. この利用証は、表記1日限り有効である。

別記様式第2号

育成水面監視員証

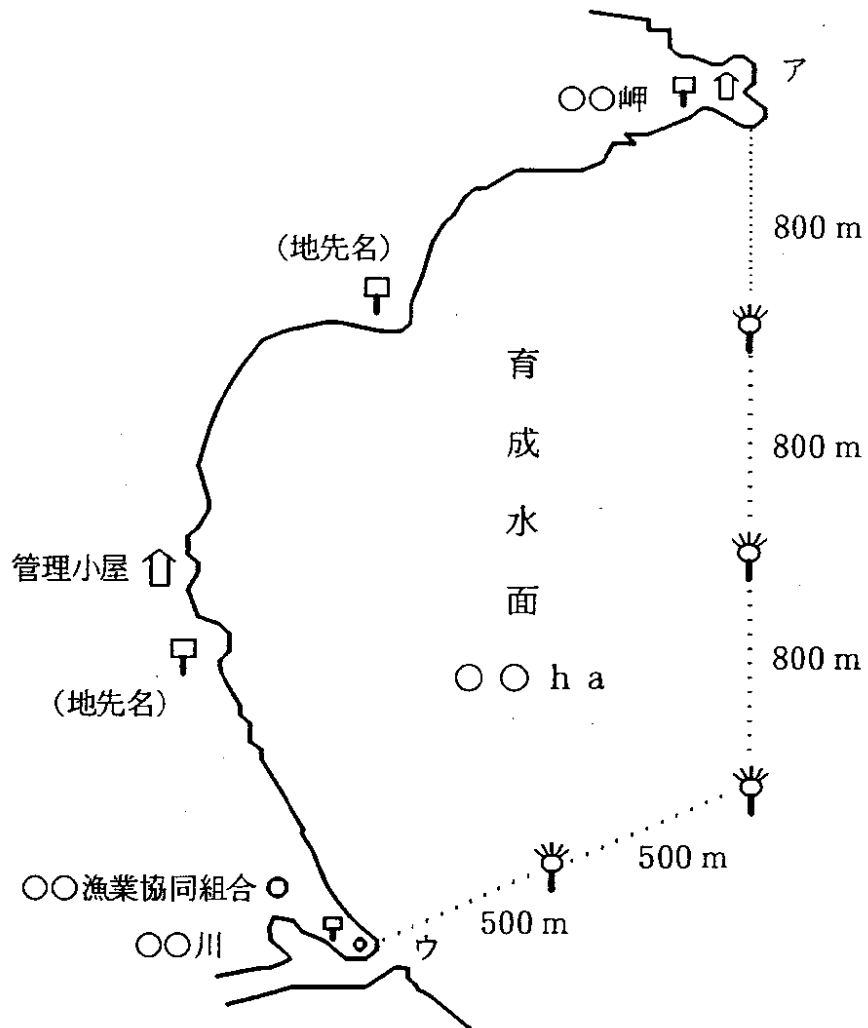
表

裏

No. _____	
育成水面監視員証	
下記の者は、当組合（連合会）の育成水面監視員であることを証明する。	
氏名	(年令) 才
住所	
有効期間	
昭和 年 月 日	
発行者	
〇〇漁業協同組合 ㊤ (〇〇漁業協同組合連合会 ㊤)	

注 意 事 項
1. この証は、育成水面の区域内を巡視する際には必ず携帯し、必要に応じ提示すること。
2. この証は、他人に貸与し、又は譲渡することはできない。
3. この証を紛失したときは、ただちに発行者に届け出なければならない。
4. この証は、育成水面監視員の資格を失ったときは、ただちに発行者に返付しなければならない。

育成水面の区域の表示(例)



育成水面の区域

次のア、イ及びウの各点を順次結んだ線と陸岸により囲まれた海域

ア ○○岬の先端


イ ○○川口北端から北東○○○メートルの点


ウ ○○川口北端

標識等の設置位置及び箇数

設置位置：左に示すとおり

箇 数：標識灯  4基

標 柱  2基

表示板  4基